

## 申請に対する処分

処分名	在外投票
根拠法令	公職選挙法第 49 条の 2
所管課	選挙管理委員会事務局

### 1 審査基準

交付請求を行うことができる人

在外選挙人名簿に登録されている選挙人。ただし、国政選挙（衆議院議員選挙と参議院議員選挙）のみ対象となる。

交付請求の方法（在外投票の方法）

#### ア 在外公館投票

在外公館へ出向き投票用紙の請求，投票を行う。在外公館の長が外務省を經由し登録地の選挙管理委員会委員長へ送付，以後は郵便等投票の流れと同じ

#### イ 郵便等投票

選挙の期日 4 日前までに，投票用紙等請求書に在外選挙人証を添えて登録地の選挙管理委員会委員長に請求する。

以下投票の流れ

選挙管理委員会委員長は審査を終了後，投票用紙・投票用封筒・在外選挙人証を請求者に郵送

投票用紙等の送付を受けた在外選挙人は，選挙期日の公示又は告示の翌日以後その現存する場所で投票の記載を行い，登録地選挙管理委員会に対して，投票所を閉じる時刻までに指定在外選挙投票区の投票管理者に送致できるように郵便等により送付する。

投票の送付を受けた登録地選挙管理委員会委員長は、直ちに、指定在外選挙投票区の投票管理者へ送致する。

#### ウ 日本国内における投票

一時帰国の場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、在外選挙人証を提示の上、国内における投票ができる。

(ア) 選挙期日(投票日)に指定在外選挙投票区の投票所において投票する。

(イ) 登録地の期日前投票所において期日前投票を行う。期間は公示又は告示翌日から選挙期日(投票日)の前日まで

(ウ) 登録地外の市町村における不在者投票を行う。期間は公示又は告示翌日から選挙期日(投票日)の前日まで

#### 許認可の要件

ア 在外選挙人名簿に登録されている選挙人である。

イ 在外選挙人証の提示が必要である。

## 2 標準処理時間

在外公館投票・・・16日間

郵便等投票・・・16日間

日本国内における投票

期日前投票及び選挙期日投票・・・即時

不在者投票・・・16日間